

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、新座市から新座市の区域内において行われる新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十七年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

新座市、所沢市、朝霞市、志木市、富士見市、三芳町、東京都清瀬市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

新座市（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室

所沢市環境政策課

朝霞市まちづくり推進課

志木市都市計画課

富士見市まちづくり推進課

三芳町都市計画課

東京都清瀬市まちづくり課

ロ 期間

平成二十七年七月一日（水）から平成二十七年七月三十一日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）